

「オンライントレード取扱規程」新旧対照表

平成25年6月14日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第3条（本サービスの利用）</p> <p>1.お客様は、本サービスの内容を十分理解し、当社所定の申込書に必要事項を記入し、<u>ご署名</u>の上、当社が指定する本人確認書類を添えて、当社に対し口座開設申込書を提出することにより本サービスご利用の申し込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。但し、<u>本サービスのうち、一部のサービスについては、申込書に代えて当社が提供するウェブ上の登録フォームに必要事項の入力をもって、サービスの利用を開始することができる場合があります。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>第3条（本サービスの利用）</p> <p>1. お客様は、本サービスの内容を十分理解し、当社所定の申込書に必要事項を記入し、<u>署名・捺印</u>の上、当社が指定する本人確認書類を添えて、当社に対し口座開設申込書を提出することにより本サービスご利用の申し込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。</p>
第27条（不足金の入金）	<p><u>第24条（捺印・届出印制度の廃止）</u></p> <p><u>平成24年7月9日以降お申し込みの個人のお客様については第3条1項を次の通り読み替えるものとします。</u></p> <p><u>「お客様は、本サービスの内容を十分理解し、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名の上、当社が指定する本人確認書類を添えて、当社に対し口座開設申込書を提出することにより本サービスご利用の申し込みを行い、かつ当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。」</u></p> <p>第27条（不足金の入金）</p>

新	旧
<p>2. お客様が前項の時限までに不足金を入金しない場合は、当社は、当社の任意によりお客様保有の全ての建玉、保護預り有価証券等を処分し、その<u>益金または代金</u>を当該不足金に充当することができるものとし、更に不足がある場合は、お客様に当該不足金の支払を請求することができるものとします。</p> <p>第 34 条（本サービスの利用の制限）</p> <p>1.次の各号に該当する場合、当社はお客様の本サービスの利用に対し、事前の通知なく、全部又は一部制限を行う場合があります。</p> <p>(14) お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者（二親等以内の親族と当社が判断した場合を含む）が行っていると当社が判断した場合。</p> <p>(15) お客様の取引が他のお客様と同調したお取引をしていると当社が判断した場合。</p> <p>(16)その他、当社の運営方針に外れた態様で本サービスを利用する場合。もしくはお客様が本サービスを利用することが不適当だと、当社が判断した場合。で本サービスを利用している場合。</p>	<p>2. お客様が前項の時限までに不足金を入金しない場合は、当社は、当社の任意によりお客様の保護預り有価証券等を処分し、その代金を当該不足金に充当することができるものとし、更に不足がある場合は、お客様に当該不足金の支払を請求することができるものとします。</p> <p>第 34 条（本サービスの利用の制限）</p> <p>1.次の各号に該当する場合、当社はお客様の本サービスの利用に対し、事前の通知なく、全部又は一部制限を行う場合があります。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(14)その他、当社の運営方針に外れた態様で本サービスを利用する場合。もしくはお客様が本サービスを利用することが不適当だと、当社が判断した場合。で本サービスを利用している場合。</p>